

## Client Alert

2019年8月号 (Vol.68)

1. はじめに
2. 知的財産法: GDPR についての英国当局による 2 件の高額制裁金による執行の意図の表明
3. 競争法 / 独禁法: 公取委、「業務提携に関する検討会」報告書を公表
4. エネルギー・インフラ: バイオマス燃料の持続可能性に関する確認内容・確認手段について
5. 労働法: 厚労省、派遣労働者の待遇決定に関する通達を公表
6. 会社法: 2019年6月総会を振り返って
7. 危機管理: スポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」を策定
8. 一般民事・債権管理: 民事執行法制の見直しに関する法律の成立・公布
9. M&A: 経済産業省、「公正な M&A の在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」を策定
10. ファイナンス・ディスクロージャー : ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の有利発行等に関する裁判例
11. ファイナンス・ディスクロージャー : 関連当事者注記の課徴金案件
12. 税務: 東京地裁、組織再編に伴うグループ借入に係る支払利子の損金算入が争われた事案において、納税者勝訴の判決
13. 中国・アジア (中国): ネガティブリスト及び外商投資奨励産業目録の改正
14. 新興国 (中南米): ブラジルの個人データ保護法 (LGPD) に関する動向
15. 国際訴訟・仲裁: 紛争解決手段としての国際仲裁の定着化 - NY 条約加盟国の増加

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年8月号 (Vol.68) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法:GDPR についての英国当局による 2 件の高額制裁金による執行の意図の表明

2019年7月、英国の個人情報保護監督機関である ICO ( Information Commissioner 'n Office ) は、British Airways 社のウェブサイトへのアクセス記録が同社による脆弱なセキュリティ対策が原因で、不正サイトに転用されたことにより、2018年6月から約 50

## Client Alert

万人の顧客データが侵害されたことを理由に GDPR( 欧州一般データ保護規則:General Data Protection Regulation ) 違反に関して 1 億 8,339 万ポンド( 約 250 億円)という高額な制裁金を課す意向であることを公表しました。同金額が実際に制裁金として課されれば、これまでの GDPR に基づく制裁金事例としては最高額となり、サイバーセキュリティ対策の必要性を示す事例として、実務上注目されます。

また、同じく、2019 年 7 月、ICO は、Marriott International, Inc. ( Marriott 社 ) による大規模な顧客情報の流出事案についての GDPR 違反に関して、9,920 万 96 ポンド( 約 135 億円)の制裁金を課す意向であることを公表しました。これは、同事案におけるデータ保護上の脆弱性は、2014 年に Starwood hotels group ( Starwood 社 ) のシステムが侵害された際に発生したのですが、Marriott 社は、2016 年に Starwood 社を買収したという経緯があり、Marriott 社は、買収を行う前から Starwood 社で既に発生していたデータ保護上の脆弱性について、GDPR 違反の責任を問われていることとなります。この点について、ICO は「Marriott 社は Starwood 社の買収時に十分なデューデリジェンスを行っておらず、また、システムの安全性を高めるためより多くの措置を実行するべきであった」とする声明を発表しています。本事案は、M&A のデューデリジェンスにおけるデータ保護法の観点からの検討の重要性について、教訓を与えるものであるといえます。

パートナー 小野寺 良文  
☎ 03-5223-7769  
✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)

パートナー 田中 浩之  
☎ 03-6266-8597  
✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

### 3. 競争法 / 独禁法 : 公取委、「業務提携に関する検討会」報告書を公表

2019 年 7 月 10 日、公取委のシンクタンクと位置づけられる競争政策研究センター ( CPRC ) は、「業務提携に関する検討会」の報告書を公表しました。

業務提携に対する独禁法上の考え方については、公取委は従来から、各種ガイドラインや相談事例集を通じて明らかにしていました。しかし、それらは業務提携が行われる局面・態様や独禁法上の論点ごとに散在していました。同検討会は、事業者間の業務提携について、近年の運用実務を反映しつつ、体系的な考え方や個別類型に応じた具体的な考え方を整理することを目的として開催されました。また、同検討会は、事業効率化等のために同業者間等を中心に行われてきた、従来型の業務提携に加え、近時活発になっている、社会課題の解決や新たな経済活動の創出を目的として業種や業界の垣根を越えて行われる業務提携についても取り上げ、業種横断的に行われるデータの連携 ( 業種横断的データ連携型業務提携 ) に着目して、独禁法上の論点を検討しています。

## Client Alert

検討会報告書は、従来型の業務提携の独禁法上の評価について、コスト構造の共通化の程度のみに着目するのではなく、市場の状況、情報交換・共有の態様等を総合的に考慮すべきであると指摘し、企業結合審査における考え方を参考に、業務提携を水平型、垂直型、混合型に分け、基本的な考え方を整理しています。その上で、生産、販売、購入、物流、研究開発、技術、標準化、といった提携の類型ごとに、より具体的な考え方や特に留意すべき点を整理しています。

また、業種横断的データ連携型業務提携については、共同研究開発に似た性格があること、独占化・寡占化が進みやすいデータ駆動型ビジネスとしての性格があることに着目し、独禁法上問題となり得る状況として、大きく、市場支配力を背景とした他者排除・競争停止、データの不当な収集・集積を通じた市場支配力の形成の2つを挙げています。その上で、提携を「データ連携に向けた標準化活動」、「データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動」、「創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動」に分け、それぞれについて、上記の観点から問題となり得る行為を例示しています。

報告書の内容は、公取委が従来から公表しているガイドライン、事例集、報告書等を整理したものであり、特に目新しいものがあるわけではありませんが、業務提携にまつわる各種論点について、散在していた公取委の考え方が体系的に整理されているため、実務上の参照価値は高いといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：バイオマス燃料の持続可能性に関する確認内容・確認手段について

FIT 制度の下では、バイオマス発電に関する認定要件の一つとして「燃料の安定調達の確保」が求められており、その一環として、中長期的な観点から持続可能な形で生産された燃料であることの確認も求められています。2019年7月18日に開催されたバイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、こうした燃料の持続可能性の確認につき、「ガバナンス」「社会・労働」「環境」「食品競合」等の観点から確認すべき内容及び手段についての方針が提案されました。

##### (1) 確認の内容について

「ガバナンス」: FIT 制度において関係法令の遵守が認定要件の一つとされていることを踏まえ、発電事業者のみならず、バイオマス発電の調達燃料に関わるすべての事業者の法令遵守を求めることとされています。また、発電事業者には、持続可能性の担保に関し、第三者認証において適切な情報公開を行うことが求められることとされています。

## Client Alert

「社会・労働」: 農園の土地に関する適切な権原や労働環境の確保等を確認することの重要性が指摘されており、特に(i)児童労働・強制労働の排除、(ii)業務上の健康安全確保の実施の担保、(iii)労働者の団結権及び団体交渉権の確保の確認が求められることとされています。

「環境」: 現行の RSPO 認証では確認されていない、燃料の加工プロセスにおける環境影響を第三者認証の要件とすることとされています。

「食品競合」: 食料等の用に供し得る燃料について、国全体として量的な確認ができる方策や、燃料価格に可能な限り直近の競合状況を反映するための方策を検討する必要性が指摘されています。

**(2) 確認の手段について**

「確認対象」: 燃料調達のサプライチェーンの確認につき主産物と副産物に一定の差異を設けること、持続可能性の確認内容は主産物と副産物で等とし、既認定案件(既稼働案件を含む)にも適用することとされています。

「確認主体」: 第三者認証による確認を基本としつつ、「ガバナンス」のうち日本国内法の法令遵守については各法令で担保することや、「食品競合」については第三者認証以外の方策を検討する方向性が示されています。

「確認時期」: FIT 制度における新規認定・変更認定時に持続可能性の確認を行うこととされています。また、継続的な持続可能性の確認の必要性として、第三者認証において認証の更新に関する規定を求めることとされています。

上記方針案が、今後具体的にどのように法令やガイドラインによる要請に結実するかにより、事業者にとってバイオマス発電案件における最重要課題の一つである燃料の安定調達のメカニズムや契約内容にも大きな影響を与えるものと考えられます。関連する事業者は、議論の動向を注視し、必要な情報発信を行っていくことが必要です。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

## Client Alert

## 5. 労働法：厚労省、派遣労働者の待遇決定に関する通達を公表

働き方改革の一環である労働者派遣法の改正により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡待遇の確保、又は一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保（「労使協定方式」）のいずれかの方式により、派遣労働者の待遇を確保することが義務付けられ、2020年4月1日の施行が予定されています。

上記のうち、労使協定方式については、原則として、派遣元事業主と過半数組合又は過半数代表者との間における労使協定により、派遣労働者の待遇が決定されます。このうち、賃金の決定方法について、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金（「一般賃金」）の額と同等以上の賃金額となるものを記載する必要があります。一般賃金の金額は、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされています（派遣法施行規則25条の9）。

2019年7月8日、厚生労働省は、この一般賃金の取決め・取扱いについて「令和2年度の『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」と題する通達（「本通達」）を公表しました<sup>1</sup>。

上記施行規則のとおり、一般賃金の決定において、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されます。また、その範囲は、労働基準法上の「賃金」に含まれるかがメルクマールとなり、基本給のみならず諸手当も含まれる一方、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれません。

一般賃金の具体的な算定方法等について、本通達では「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の3つの項目に分けて記載しています。例えば、基本給・賞与・手当等については、「職種別の基準値×能力・経験調整指数×地域指数」により算出するものとされています。すなわち、政府統計上算出される職種別の基準値や地域の物価差等による係数補正だけでなく、能力・経験年数指数による上乘せがあります。能力・経験調整指数は、勤続ゼロ年を100として、以下の表のとおり算出されたものとなっており、例えば3年勤続相当であれば、約3割の上乗せとなります。その他、職種別の基準値や指数等についても本通達の別添資料として定められており、厚労省ホームページにて公開されています<sup>2</sup>。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	116.0	126.9	131.9	138.8	163.5	204.0

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000526710.pdf>

<sup>2</sup> 厚労省 HP「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準（令和2年度適用）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html)

## Client Alert

なお、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合等は、一定の要件を満たす民間統計（独自統計）の活用を認めることとしていますが、その場合は当該統計を用いた理由を労使協定に記載する必要があります。

以上のとおり、本通達には、派遣労働者について、労使協定方式による待遇決定を行う際の「一般賃金」の決定方法等が詳細に記載されています。2020年4月1日の施行に備え、派遣元事業者としては本通達をもとに、労使協定方式による待遇決定方法の採否、及び具体的な待遇について検討する必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ [kenta.minamitani@mhm-global.com](mailto:kenta.minamitani@mhm-global.com)

## 6. 会社法：2019年6月総会を振り返って

2019年6月総会においては、会社提案議案への反対票の増加や株主提案の件数と賛成率の増加等、これまでに見られなかった変化が見られました。特に株主提案については、過去最高の54社において行われ、時価総額の大きな企業において株主提案が可決された例や、提案株主以外の株主から多くの賛同を集めた提案も少なからず見受けられました（定款変更を求める株主提案について、可決要件である3分の2までは至らなかったものの過半数の賛成を得たものも存しました。）

持ち合い株式を含む安定株主の減少が顕著となり、機関投資家による議決権行使の議案の賛否への影響がさらに大きくなる中、機関投資家の議決権行使の意思決定に大きな影響を与える議決権行使助言会社の推奨基準及び機関投資家自身の作成する議決権行使基準とともに役員選任議案に対する基準（取締役会や監査役会への出席率や社外役員の勤続年数、取締役会に占める独立社外取締役の比率等）を中心に厳格化が進み、2019年6月総会では、議決権行使助言会社が反対推奨した役員について、再任の賛成率が大幅に低下又は再任が否決される例が相次ぎました。

来年度については、議決権行使基準及び推奨基準につきさらなる厳格化が予定されていますが、これらの基準の多くは公表されているため、各社においては基準を事前に参照した上で議案の内容や記載内容を工夫することで、賛成率の向上に向けた対策を講じることが可能です。また、2019年6月総会においては、招集通知発送後の発行会社による追加説明等により、当初の反対推奨や反対の議決権行使が変更された事例も見受けられました。そのため、招集通知発出後においても、賛否推奨レポートの内容や機関投資家の議決権行使内容を早期に把握し、反論説明の要否を検討する等の対策を講じることが考えられます。

## Client Alert

このほか、2019年6月総会では、改訂コーポレートガバナンス・コードの対応期限後初の総会シーズンにあたることや、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により役員報酬や政策保有株式に関する情報開示の充実が要請されたこと等を受け、事前の情報開示の充実や当日の質問事項の傾向の変化も見受けられました。独立性を含む社外役員に関する情報や、役員報酬、政策保有株式等に関する情報開示の充実等をめぐっては今後一層株主の関心が高まると予想されるため、各社とも引き続きかかる傾向を念頭においた株主総会対応を行う必要があります。

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## 7. 危機管理：スポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」を策定

スポーツ庁は、2019年6月10日、スポーツ審議会からの答申を受け、スポーツ団体のうち、対象スポーツに関する国内統括組織として公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人日本オリンピック委員会等の統括団体に加盟等をしている団体である中央協議団体（以下「NF」といいます。）が適切な組織運営を行う上での原則・規範として、「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」を長官決定しました。

同コードは、近時、様々なNFにおいて、ガバナンスの機能不全等により不祥事案が多発してきた背景等に鑑み、2018年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ基本法（平成23年法律78号）5条2項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として策定されたものです。

同コードの規定は、13の原則で構成されています。具体的には、例えば、組織運営等に関する基本計画の作成・公表（原則1）、適切な組織運営を確保するための役員等の体制整備（原則2）、コンプライアンス委員会の設置とコンプライアンス強化教育の実施（原則4、5）、適切な情報開示（原則7）、通報制度構築（原則9）等が挙げられます。また、各原則の下には、より具体的な原則・規範が定められています。

NFは、同コードの遵守状況（直ちに遵守することが困難である場合を含むこととされており、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されています。）について具体的かつ合理的な自己説明を行い、これを公表することが求められています。そして、各NFが同コードに適合しているかどうかは統括団体が審査し、その結果については、スポーツ庁長官が主催する「スポーツ制作の推進に関する円卓会議」に報告されます。また、スポーツ庁は、同円卓会議において、統括団体による適合性審査の実施

## Client Alert

状況や不祥事案が発生した際の対応等について確認し、必要に応じて改善を求めるとともに、その結果を公表することとされています。

なお、スポーツ庁は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉(案)」を公表し、2019年6月25日に同年7月11日にかけてパブリックコメントの募集を行っており、一般スポーツ団体(NFに該当しないスポーツ団体)向けのコードの策定も進めています。

これらのコードは、スポーツ団体に向けられたものではありませんが、スポーツ団体にスポンサーとして出資していたり、プロチームや実業団を有していること等によりスポーツ団体との関係性のある企業にとって、自らが関与するスポーツ団体におけるこれらのコードへの遵守状況を把握することは、自社の今後の活動方針を検討する上で有意義であると思われます。そのため、各スポーツ団体がこれらのコードへの遵守状況についてどのような公表を行うか、今後の動向が注目されます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)

カウンセラー 新井 朗司

☎ 03-6266-8768

✉ [hiromasa.arai@mhm-global.com](mailto:hiromasa.arai@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：民事執行法制の見直しに関する法律の成立・公布

2019年5月10日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(「改正法」)が成立し、同月17日に公布されました。主な改正内容は、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化・国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、民事執行法のその他の見直しとなります。このうち、[Client Alert 2018年10月号 \(Vol.58\)](#)において、を取り上げましたので、本レターでは民事執行法のその他の見直しの一つである差押債権者が取立権を行使しない場合の規律について説明します。

債権執行事件は、差押債権者が自ら差押債権を取り立てることとされており、他の強制執行事件と異なり、執行の過程が差押債権者に委ねられています。このため、差押債権者が取り立てを放置することが可能であり、この場合、第三債務者が長期間にわたり差押えの拘束を受け続けることになる等の問題点が指摘されていました。

上記の問題点を踏まえ、改正法では、差押債権の取り立てが可能となった日から2年間が経過した時点で差押債権者が差押債権について第三債務者から支払いを受けていない場合、4週間以内にその旨を執行裁判所に届け出る必要があり、差押債権者が当該届出をしなかった場合、執行裁判所は差押命令を取り消すことができるようになります。



## Client Alert

た。なお、差押命令が取り消された場合でも、差押債権者への差押命令を取り消す旨の決定の告知後 1 週間以内に、取立権の行使に関する届出をした場合、差押命令の取り消し決定の効力は失われます。

そのため、改正法の施行後、債権執行事件における差押債権者は、取り立てが可能となった日から 2 年間が経過した時点で、差押命令の効力を維持するために、第三債務者から支払いを受けていない場合の執行裁判所への届出を怠らないよう留意する必要があります。

なお、改正法の施行日は、一部の規定を除き、公布日である 2019 年 5 月 17 日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

アソシエイト 濱 史子  
☎ 03-5220-1802  
✉ [fumiko.hama@mhm-global.com](mailto:fumiko.hama@mhm-global.com)

アソシエイト 後潟 伸吾  
☎ 03-6213-8164  
✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

## 9. M&A：経済産業省、「公正な M&A の在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」を策定

2019 年 6 月 18 日、経済産業省は、同省が 2007 年に策定した「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」を全面改訂し、「公正な M&A の在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて -」（「本指針」）を策定しました。

本指針は、「公正な M&A の在り方に関する研究会」（座長：神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授）における議論等を踏まえて、MBO に加えて新たに支配株主による従属会社の買収も対象に追加した上で、企業価値の向上と株主利益の確保の観点から我が国企業社会において共有されるべき公正な M&A の在り方として、原則論を含めた考え方の整理と、その考え方に基づいた実務上の対応について改めて提示するものです。

また、本指針については、2019 年 5 月 14 日から 2019 年 6 月 12 日に実施されたパブリックコメントを踏まえて、特別委員会の委員の独立性に関し、金融商品取引所に独立役員として届け出られている社外取締役や社外監査役であっても当該 M&A に関する独立性を有していない場合があることの明確化、第三者評価機関の独立性に関し、当該第三者評価機関が買収者に対して融資以外の方法による資金提供を行う場合にも独立性に対する懸念が大きくなることの明確化等について、2019 年 4 月 19 日に公表された「公正な M&A の在り方に関する指針（案）」からの修正が行われています。

今後の M&A 実務においては、同日に公表されたパブリックコメントの結果とあわせて、本指針に留意する必要があります。

## Client Alert

本指針の概要等については、[CORPORATE NEWSLETTER 2019年7月号 \(Vol. 28\)](#) もご参照ください。

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)  
アソシエイト 川本 健  
☎ 03-5220-1868  
✉ [ken.kawamoto@mhm-global.com](mailto:ken.kawamoto@mhm-global.com)

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー : ユーロ円建転換社債型新株 予約権付社債の有利発行等 に関する裁判例

東京高裁は、2019年7月17日、大王製紙株式会社(「大王製紙」)が2015年9月1日開催の取締役会において発行を決議した2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(「本件CB」)に関する同社取締役らに対する損害賠償請求事件について、原告の請求を棄却した第一審判決(東京地判平成30年9月20日金商1554号40頁)の判断を維持する判決(「本判決」)を言い渡しました。

当事務所は、本件CBの発行手続に関して、大王製紙に対してリーガル・アドバイスを提供するとともに、被告取締役らに対して補助参加した大王製紙を共同代理して訴訟追行し、第一審に引き続き勝訴いたしました。

本判決では、第一審判決と比較して、本件CBの新株予約権部分に係る公正価値の認定や、本件CBの発行の不正発行該当性等に関して踏み込んだ判断がなされたものの、結論としては、最判平成27年2月19日民集69巻1号51頁(アートネイチャー事件最高裁判決)を参照し、CBの公募について、ブックビルディングによりその発行条件が決定された場合には、客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行条件が決定されていたということができるとして、特段の事情がない限り、当該発行は有利発行に該当しないと第一審判決の判断が維持されました。

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)  
アソシエイト 奥田 亮輔  
☎ 03-6213-8106  
✉ [ryosuke.okuda@mhm-global.com](mailto:ryosuke.okuda@mhm-global.com)

## Client Alert

## 11. ファイナンス・ディスクロージャー : 関連当事者注記の課徴金案件

証券取引等監視委員会は、2019年7月19日、上場会社の有価証券届出書に組込書類として組み込まれた有価証券報告書の連結財務諸表における「関連当事者との取引」について、必要な注記が行われなかったことにより有価証券届出書及び有価証券報告書において記載すべき重要な事項の記載が欠けているとして、2億2,385万円の課徴金納付命令を発出するよう金融庁に勧告しました。

連結財務諸表において、連結財務諸表提出会社が関連当事者と取引を行っている場合には、その重要なものについて、関連当事者の名称や取引の内容等を注記しなければならないとされています。本件は、勧告の対象となった上場会社において、代表取締役であった者が、関連当事者に該当する医療法人の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたにもかかわらず、当該上場会社と当該医療法人との取引を注記しなかったことを理由とするものです。

本件は、証券取引等監視委員会が、関連当事者注記の重要事項の欠缺を理由に課徴金納付命令を勧告した初めてのケースです。関連当事者取引については本件も踏まえて慎重な検討が必要となります。

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)  
アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

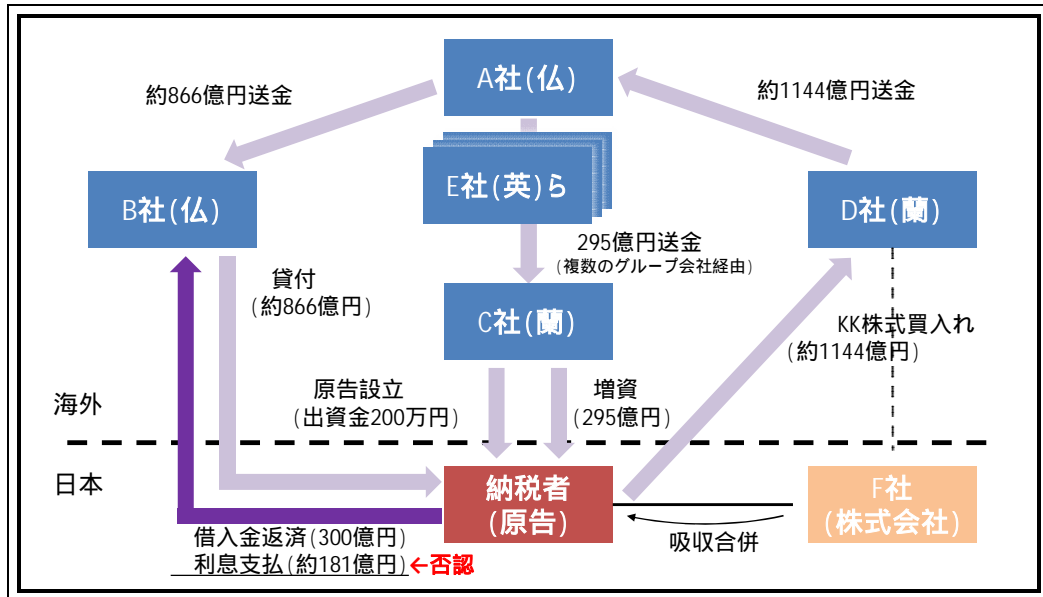
## 12. 税務：東京地裁、組織再編に伴うグループ借入に係る支払利子の損金算入が争われた事案において、納税者勝訴の判決

東京地裁（民事51部・清水知恵子裁判長）は、令和元年6月27日、グループ内組織再編等に伴って納税者（合同会社）に生じた借入債務に係る支払利息について、課税庁が同族会社の行為計算否認規定（法人税法132条1項）に基づいてその損金算入を否定した事案において、当該組織再編等は経済合理性を欠くとはいえないとして、課税庁がした更正処分等を取り消しました。

本件はフランス法人を頂点とするグループ会社において、日本法人を1つの統括会社の傘下にまとめることや業務系統と資本系統の統一化により経営を合理化・効率化すること等を目的として、複数の組織再編行為、増資、貸付等の行為（「本件組織再編等」）が行われた事案です。納税者は本件組織再編等について経済合理性が認められること等から税負担の不当な減少はないと主張したのに対して、課税庁は、本件組織再編等はA社の拠出した資金が還流したり、無担保貸付が行われていたりするため、同族会社内でしかできない行為であること、グループ内の支配関係、事業運営等に与える実質的

Client Alert

な影響がないこと等を理由に、本件組織再編等は経済合理性を欠くと主張しました。なお本件の資本関係図及び資金の動きの概要は以下の図のとおりです。



東京地裁は、不当性の判断においては、経済的合理性を欠くか否かという客観的・合理的基準により判断すべきであり、(i)同族会社でなければなし得ない行為・計算を行ったとしてもそれをもって直ちに税負担の公平が害されることとはならないとした上で、(ii)諸事情を総合的に考慮して法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為・計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、(iii)当該行為・計算を行う必要性を全く欠いているといえるか等の観点から検討すべきと判示しました。そして、本件組織再編等を行う目的は合理的であること、その目的を達成する手段も相当であること等を理由として、当該組織再編等は経済的合理性を欠いているとはいえないと判示しました。

同族会社の行為計算否認規定における不当性の判断にあたっては従前より経済合理性に基づいて判断されるものとされてきたところ、とりわけ上記(i)、(ii)及び(iii)の判示はこれまでの裁判例では見られなかったものであり、実務に大きな影響を与える可能性があります。本件は控訴されているため、結論のみならず、上記判示部分が高裁でも維持されるか、注視が必要です。

パートナー 大石 篤史  
 ☎ 03-5223-7767  
 ✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)  
 アソシエイト 安部 慶彦  
 ☎ 03-6213-8161  
 ✉ [yoshihiko.abe@mhm-global.com](mailto:yoshihiko.abe@mhm-global.com)

## Client Alert

## 13. 中国・アジア(中国): ネガティブリスト及び外商投資奨励産業目録の改正

2019年6月30日、国家発展改革委員会及び商務部は、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(全国版及び自由貿易試験区版)並びに、「外商投資奨励産業目録」(全国版及び中西部地区版)の各2019年版を公布しました。これらはいずれも、現行のネガティブリスト・目録に代えて2019年7月30日から施行されます。

ネガティブリストは、外資の参入が禁止される事業分野及び参入する際に事前の審査認可が必要となる事業分野を列挙したリストです。また、外商投資奨励産業目録は、政府が外資による投資を奨励する事業分野を列挙したもので、これに該当する事業については、一定の条件の下、関税の免除措置、企業所得税減税、土地の優先供給・価格面での優遇を受けることができます。

まず、2019年版ネガティブリストについては、従来(2018年版ネガティブリスト)から、全国版は48項目から40項目、自由貿易試験区版は45項目から37項目へと、それぞれ対象分野が削減されています。2019年版ネガティブリストにおける従前からの主な規制緩和の内容は以下のとおりです。

- 全国・自由貿易試験区版双方において、従来外資50%に制限されていた国内マルチ通信サービス業務、データ保存・転送業務、コールセンター業務につき、外資規制が撤廃された
- 全国版において、従来中国側の持分支配が要求されていた国内船舶代理業につき、外資規制が撤廃された
- 全国・自由貿易試験区版双方において、従来中国側の持分支配が要求されていた映画館の建設につき、外資規制が撤廃された
- 全国版において、従来中国側持分支配が要求されていた公演仲立機構につき、外資規制が撤廃された
- 全国・自由貿易試験区版において、従来中国側の持分支配が要求されていた人口50万以上の都市における、ガス、電力、上下水の供給設備の建設につき、外資規制が撤廃された
- 全国版において、合併、合作に限定されていた石油、天然ガス等の探査、採掘につき、外資規制が撤廃され、全国・自由貿易試験区において、従来外資に禁止されていたモリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査及び採掘につき、外資規制が撤廃された

次に、2019年版外商投資奨励産業目録については、全国版において、対象の事業分野が従来の348項目(2017年版「外商投資産業指導目録」の奨励類目録)から415項目に大幅に増加し、近時の中国政府の産業政策を反映し、5G重要部品、クラウドコンピューティング設備等、工業ロボット、新エネルギー自動車、細胞治療薬物に関する

## Client Alert

重要な材料、大規模細胞培養製品、人工知能、クリーンプロダクション等が対象に追加されています。

中西部地区版においては、各地の特色を反映する形で、雲南省、内モンゴル自治区、湖南省等の農業資源や労働力に特色を有する省に関し、農産品加工、紡績・服飾、家具製造等の項目が追加され、安徽省、四川省、陝西省等の電子産業の集積が急速に発展している省に関し、集成回路、タブレットパソコン、通信端末等が追加されています。また、河南省、湖南省等の交通・物流網が密集している省については、物流倉庫施設、自動車ガソリンスタンド等が追加されています。

パートナー 本間 隆浩

☎ 03-6266-8576

✉ [takahiro.homma@mhm-global.com](mailto:takahiro.homma@mhm-global.com)

アソシエイト 井上 諒一

☎ 03-6213-8104

✉ [ryoichi.inoue@mhm-global.com](mailto:ryoichi.inoue@mhm-global.com)

## Client Alert

## 14. 新興国（中南米）：ブラジルの個人データ保護法（LGPD）に関する動向

2018年8月に公布されたブラジル初の包括的な個人データ保護法であるLGPD（*Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais*）に関して、2019年7月9日、ブラジル初のデータ保護機関であり、データ保護規定遵守の監督機関でもあるANPD（*Autoridade Nacional de Proteção de Dados*）の創設や、LGPDのいくつかの条項の変更を内容とする連邦法（2019年法13853号）が公布されました。なお、LGPDは、当初2020年2月に施行予定とされていましたが、その後修正され、現時点においては2020年8月に施行される予定となっています。

ANPDの具体的な役割としては、ガイドラインの作成、個人情報保護の観点からの普及・研究等の活動、小規模企業のためのガイドライン・基準・手続等の作成、法律に即したデータ処理に関する監督・制裁等が挙げられており、個人データ保護の観点から重要な役割を担うことが予定されています。

今回公布された連邦法によるLGPDの主要な内容の変更としては、データ保護責任者（DPO）に対して法律及び規制に関する知識を要求する規定が削除されたこと、個人データの自動処理に関してデータ主体の確認を要求する規定が削除されたこと、制裁に関する一部規定が削除され、個人データ処理行為の停止措置等制裁の一部の類型が削除されたこと等が挙げられます。

LGPDは、原則として、ブラジルで個人データを処理・収集する個人及び法人、並びにブラジルのデータ主体に対して商品・サービスを提供する目的でその個人データを処理する個人及び法人に適用されるため、ブラジルに拠点を有する企業はもちろんのこと、ブラジルにおいて事業を行う企業に広く影響を及ぼし得るものです。世界各国で活動を行う日本企業としては、ブラジルのLGPDに限らず、GDPR等を始めとする個人データ保護に関するコンプライアンスが益々重要になってきているといえます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

アソシエイト 小林 央忠

☎ 03-5220-1872

✉ [hirotada.kobayashi@mhm-global.com](mailto:hirotada.kobayashi@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## Client Alert

## 15. 国際訴訟・仲裁：紛争解決手段としての国際仲裁の定着化 - NY 条約加盟国の増加

国際仲裁が、紛争解決の手段として定着しつつあります。2019年6月11日に公表された国際商業会議所（ICC）の2018年実績によると、2018年にICC仲裁に関与した当事者は135か国2,282に及び、2018年に新規に申立てられた案件総額は36百万米ドル、2018年末に係属中案件の総額は203百万米ドルに達しました。

このような国際仲裁の定着化を推し進める展開として、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（NY条約）加盟国の増加が挙げられます。2019年7月17日、パプアニューギニアが、同条約に加盟し、南太平洋地域の加盟国は、マーシャル諸島、クック諸島、フィジーと合わせ4か国に、そして、NY条約の加盟国は合計160か国に達しました（同国に対する同条約の効力は同年10月15日に発効）。

紛争解決により終局判断を得たとしても、それを執行できなければ権利の実現は叶いません。NY条約加盟国が増加し、国際仲裁判断の執行力が認められる地域が拡大することにより、紛争解決手段としての国際仲裁を活用しやすくなり、国際的な投資や取引をさらに推し進める一助となります。今後予定されている日本国際紛争解決センター（JIDRC）の東京設置も、この動きをさらに推し進めるものとして期待できそうです。

パートナー 金丸 祐子

☎ 03-6266-8542

✉ [yuko.kanamaru@mhm-global.com](mailto:yuko.kanamaru@mhm-global.com)

外国弁護士 ダニエル・アレン

☎ 03-6266-8527

✉ [daniel.allen@mhm-global.com](mailto:daniel.allen@mhm-global.com)



## Client Alert

### セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『シンジケートローン実務者セミナー「JSLA 契約書雛形の解説講座」』  
 開催日時 2019年8月7日(水)  
 講師 青山 大樹  
 主催 JSLA(日本ローン債権市場協会)
- セミナー 『民法改正が不動産取引・不動産ファンドに及ぼす影響』  
 開催日時 2019年8月9日(金)14:00~16:20  
 講師 青山 大樹  
 主催 一般社団法人不動産証券化協会
- セミナー 『IPOに必要な準備~上場体制整備の基本と法務・実務のポイント』  
 開催日時 2019年8月22日(木)14:00~17:00(名古屋)  
 2019年8月23日(金)14:00~17:00(大阪)  
 講師 根本 敏光  
 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『リスク管理のための国際税務の基礎知識~国際税務の基本的な考え方・タックスヘイブン対策税制・PE課税などについて解説~』  
 開催日時 2019年8月23日(金)14:00~17:00  
 講師 栗原 宏幸  
 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『プロジェクトファイナンスの実務~組成プロセスの全体像を実務に即して解説~』  
 開催日時 2019年8月27日(火)9:30~12:30  
 講師 野間 裕巨  
 主催 株式会社セミナーインフォ
- セミナー 『EPC契約・建設請負契約の諸論点と実務~国内プロジェクトを念頭に基礎からFIDIC、民法改正まで実践的に解説~』  
 開催日時 2019年8月28日(水)13:20~16:20  
 講師 村上 祐亮  
 主催 株式会社日本ナレッジセンター

## Client Alert

- セミナー 『プロジェクトファイナンスの実務～発電事業プロジェクトの最新動向とリスク分担のポイントを事業者・金融機関双方の視点で解説～』  
開催日時 2019年8月29日(木) 13:30～16:30  
講師 未廣 裕亮  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『保険会社における最新法務～金融庁の動向を踏まえた AML/CFT、情報銀行業務の解禁、外貨建て保険販売手法の改善他～』  
開催日時 2019年9月4日(水) 13:30～16:30  
講師 吉田 和央  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『インサイダー取引防止態勢を確立するための3つの重要ポイント - 証券取引等監視委員会による近時の勧告事案を参考に - 』  
開催日時 2019年9月4日(水) 13:30～16:30  
講師 宮田 俊  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『重要論点 実務 民法(債権関係)改正』(2019年6月刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 内田 貴、青山 大樹、未廣 裕亮、村上 祐亮、篠原 孝典(共著)
  
- 本 『働き方改革時代の規程集』(2019年7月刊)  
出版社 株式会社労務行政  
著者 安倍 嘉一、荒井 太一、岩澤 祐輔、宇賀神 崇、梅澤 惇、大川 信太郎、小栗 翼、金丸 祐子、川井 悠暉、木村 純、坂本 萌、塩見 典大、芝村 佳奈、白岩 直樹、立入 寛之、谷口 行海、堀 裕太郎、松本 亮孝、南谷 健太、南田 航太郎、毛阪 大佑、森田 茉莉子、山内 洋嗣(編著)
  
- 論文 「中国における外商投資法の成立」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2202  
著者 射手矢 好雄、森 規光

## Client Alert

- 論文 「金融商品取引法の一部改正の概要 - 暗号資産を用いた新たな取引および不公正な行為への対応 - 」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2204  
著者 増田 雅史
- 論文 「中国最新法律事情( 232 ) 会社法」適用の若干問題に関する規定( 五 )」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.7  
著者 森 規光、水本 真矢
- 論文 「コーポレート・ガバナンス報告書の分析 改訂 CG コードに基づく開示 コンプライ・アンド・エクスプレイン」  
掲載誌 資料版 / 商事法務 No.423  
著者 渡辺 邦広、片山 和紀
- 論文 「自動運転の実現に向けた道路運送車両法および道路交通法の改正の概要」  
掲載誌 NBL No.1149  
著者 佐藤 典仁
- 論文 「[ 論考 ] 開示例・設例でわかる役員報酬の改正府令対応 役員報酬の決定手続」  
掲載誌 企業会計 Vol.71 No.7  
著者 内田 修平
- 論文 「[ 会社法務 ] 「つながらない権利」と日本法のもとでの留意点」  
掲載誌 企業会計 Vol.71 No.8  
著者 大野 志保
- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第 1 回 個人情報の利用目的、個人情報の取得」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 7 月号  
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「イベント法務 集中講座(2)e スポーツ」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 7 月号  
著者 佐々木 奏

## Client Alert

- 論文 「企業法務担当者が押さえるべき規制および法執行の強化の最新動向」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 7 月号  
著者 高宮 雄介、岡田 宏樹
  
- 論文 「子会社貸付金の貸倒処理について」  
掲載誌 週刊税務通信 No.3563  
著者 小山 浩
  
- 論文 「決済手段と主体の多様化と横断法制」  
掲載誌 金融・商事判例 No.1569  
著者 堀 天子
  
- 論文 「再エネ・インフラ投資のリスク（４）建設・完工リスク」  
掲載誌 インフラビジネス JAPAN  
著者 村上 祐亮
  
- 論文 「改正民法のはなし（その 11）わかりやすい民法（総則編）」  
掲載誌 民事法務 No.388  
著者 内田 貴
  
- 論文 「AI/IoT 時代のデータマネジメントにむけて」  
掲載誌 UNITTj 第 14 号  
著者 岡田 淳（共著）
  
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 208 回 フルカワほか（脳梗塞発症の過重業務による安全配慮義務）事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 中山 優
  
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Real Estate 2019 - Japan Chapter」  
掲載誌 Chambers Practice Guides Real Estate 2019  
著者 小澤 絵里子、石川 直樹、青山 大樹、蓮本 哲
  
- 論文 「Getting The Deal Through - M&A Litigation 2019 - Japan Chapter」  
掲載誌 Getting The Deal Through - M&A Litigation 2019  
著者 関口 健一

## Client Alert

- 論文 「Possible amendments to Japan's Act on the Protection of Personal Information in 2019」  
掲載誌 Financier Worldwide Magazine JULY 2019 ISSUE  
著者 田中 浩之、北山 昇

### NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **Mergermarket Japan M&A Awards にて受賞しました**  
Mergermarket が開催する Mergermarket Japan M&A Awards 2019 が 2019 年 6 月 27 日にシャングリ・ラホテル東京にて開催され、当事務所は以下の部門で受賞しました。
- ・ Domestic M&A Legal Adviser of the Year
  - ・ Private Equity Legal Adviser of the Year
  - ・ Outbound M&A Legal Adviser of the Year
  - ・ Consumer M&A Legal Adviser of the Year
  - ・ Financial Services M&A Legal Adviser of the Year
- **岡谷 茂樹弁護士が EXPERT GUIDES The World's Leading Practitioners Chosen by Their Peers 2019 にて高い評価を得ました**  
EXPERT GUIDES The World's Leading Practitioners Chosen by Their Peers 2019 の Project Finance の分野において、当事務所の岡谷 茂樹 弁護士が Rising Stars に選ばれました。
- **ALB IP Rankings 2019 において高い評価を得ました**  
Asian Legal Business ( ALB ) 2019 年 5 月号の IP Rankings 2019 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門及び Copyright/Trademarks 部門において高い評価 ( Tier 1 ) を得ました。
- **張 超 弁護士が入所しました**
- **関戸 麦 弁護士が Tokyo Chambers の会員に就任しました**

( 当事務所に関するお問い合わせ )  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com